

## 新規就農の方法について(個人の方)

農地の選定	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地と権利の種類（所有権、賃貸借、使用貸借）を決める。</li><li>・下限面積は50a（※ただし、場所により10a）</li><li>・荒れている農地は草刈り等が必要</li></ul>
農地法第3条の申請	(締切 毎月28日頃)
<ul style="list-style-type: none"><li>・添付書類 契約書（賃貸借、使用貸借の場合） 申請土地の全部事項証明書 営農計画書 確約書 農地取得資格調査票 自宅から申請地までの通作経路を朱書きした地図 等</li></ul>	
事前審査会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長、会長職務代理者、地元の農業委員により事前審査を行います。</li><li>・基本要件 (1) 全部効率要件・・・全ての農地を効率的に耕作すること。<ul style="list-style-type: none"><li>① 機械が十分確保されているか</li><li>② 労働力が十分に確保されているか</li><li>③ 技術が十分にあるか</li></ul></li><li>(2) 地域との調和要件・・・農地の集団化、農作業の効率化に支障ないか。</li><li>(3) 農作業常時従事要件・・・原則、農作業に従事する日数が年間150日以上</li></ul>
総会の審議	(毎月18日頃)
<ul style="list-style-type: none"><li>・許可、不許可を決定</li></ul>	
許可書の交付	(毎月20日頃)
<ul style="list-style-type: none"><li>・営農開始</li></ul>	

※ 下限面積が10aの場所は荒井町、大平町、蒲倉町、あぶくま台、阿久津町、安原町、横川町、下白岩町、白岩町、舞木町、富久山町北小泉、富久山町南小泉、富久山町堂坂、田村町、西田町、中田町です。

※ 許可後3年間、地元農業委員と事務局職員により耕作状況の調査を行います。